技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年2月3日

> 花 角 新潟県知事 英 世

新潟県規則第3号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中 項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、 移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下「削除項」という。)を削り、移動後項に対応 する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)に対応 する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)が存在す る場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改

正後部分を加える。 改 正 後 正 前 改 (格付及び給料の支給) (格付及び給料の支給)

第4条 (略)

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」 という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員の給料月額については、前項の 規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2 項の規定の例によるものとする。この場合におい て、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に 適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員 の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定に より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職 務の級に応じた額」とあるのは、「22万3,200円」と する。

(昇給等及び給料の調整額)

第6条 職員の昇給、昇格、降格及び昇給の期日等 並びに給料の調整額については、一般職員の例に よるものとする。この場合において、一般職員給 与条例第12条第3項中「55歳」とあるのは「57歳」 と、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭 和32年新潟県人事委員会規則第6-45号)第20条 の2第1項中「別表第18の3」とあるのは「技能 労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県 規則第61号)別表第4」と、法第22条の4第1項 の規定により採用された職員(以下「定年前再任 用短時間勤務職員」という。)以外の職員にあつて は給料の調整額に関する規則(昭和32年新潟県人 事委員会規則第6一48号)第2条第4項第1号中 「別表第2」とあるのは「技能労務職員の給与等

第4条 (略)

- 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」 という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又 は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により 採用された職員(以下「再任用職員」という。)の 給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 22万3,200円とする。
- 3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職 を占める職員の給料月額については、前項の規定 にかかわらず、一般職員給与条例第7条第3項の 規定の例によるものとする。

(昇給等及び給料の調整額)

第6条 職員の昇給、昇格、降格及び昇給の期日等 並びに給料の調整額については、一般職員の例に よるものとする。この場合において、一般職員給 与条例第12条第3項中「55歳」とあるのは「57歳」 と、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭 和32年新潟県人事委員会規則第6-45号) 第20条 の2第1項中「別表第18の3」とあるのは「技能 労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県 規則第61号) 別表第4」と、再任用職員以外の職 員にあつては給料の調整額に関する規則(昭和32 年新潟県人事委員会規則第6-48号)第2条第2 項中「別表第2」とあるのは「技能労務職員の給 与等に関する規則(昭和34年新潟県規則第61号) 別表第5」と、再任用職員にあつては同項中「当 に関する規則(昭和34年新潟県規則第61号)別表第5」と、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては<u>同項第2号</u>中「当該職員に適用される給料表及び職務の級に<u>応じた別表第3に掲げる額</u>」とあるのは「6,700円」とする。

附 則

1~10 (略)

11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳 に達した日後における最初の4月1日以後、当該 職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3 条第2項の規定により当該職員の属する職務の級 並びに第5条及び第6条の規定により当該職員の 受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額 (当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたと きはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。 該職員に適用される給料表及び職務の級に<u>応じて</u> <u>別表第2に掲げる調整基本額</u>」とあるのは「<u>8,500</u> 円」とする。

附則

1~10 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - (暫定再任用職員の給料月額)
- 2 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員(以下「技能労務職員」という。)に対する職員の 定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」とい う。) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員 であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給 与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のう ち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の 規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「22万3,200円」と、同条第2項中「一 般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務 時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇 等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」 とあるのは「当該暫定再任用職員の一週間当たりの通常の勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの」 と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適 用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄 に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応 じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任 用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学 校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給 料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町 村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤 務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万3,200円に、常時勤務を要する職を占める職員の 1週間当たりの通常の勤務時間を当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの」とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

3 職員定年改正条例附則第3条第1項又は第4条第1項の規定により採用された技能労務職員のうち、年齢60年に達した日がこの規則の施行の日前であって、その者に係る調整基本額が8,500円に達しないこととなるものの給料の調整額は、給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(新潟県人事委員会規則第6-1886号)附則第4項の規定の例による。この場合において、同項中「経過措置基準額」とあるのは「8,500円」と、「改正後の規則第2条及び第3条並びに前2項」とあるのは「この規則による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則第6条」とする。